

## 年金制度改正法の補足

前回の連携会議で社会保険の扶養配偶者のことについて話題になったので、改正した法律の内容を補足的に情報発信したいと思います。

年金制度改正法（令和2年6月5日交付）の主な内容は以下の通りです。

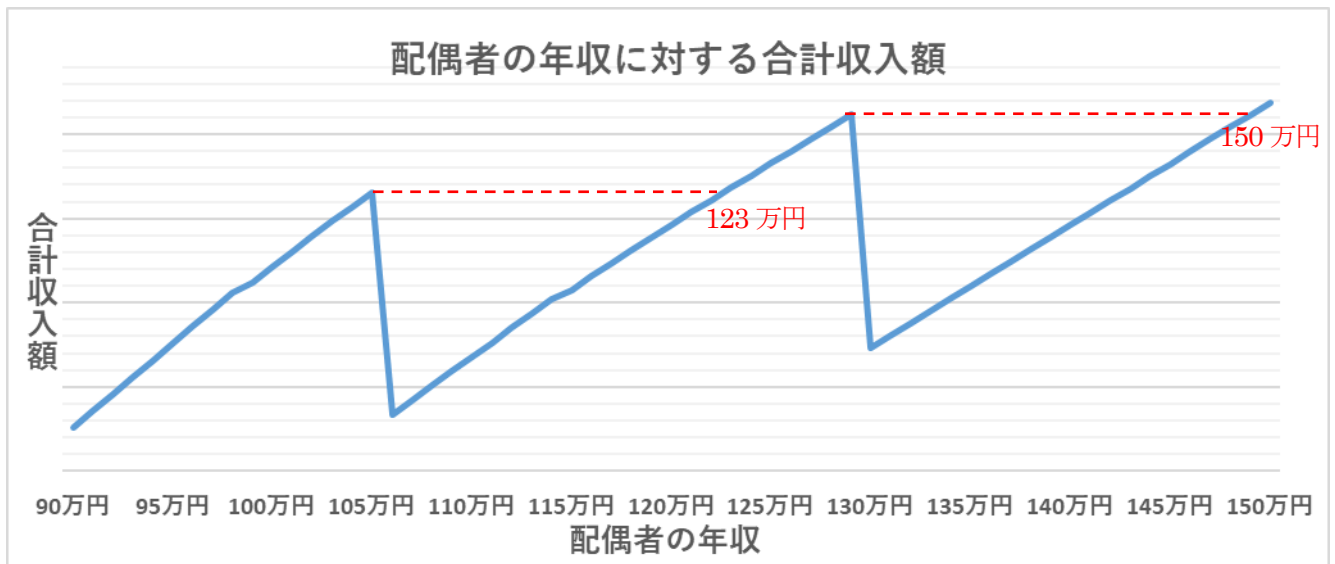
- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1 被用者保険の適用拡大       | 3 受給開始時期の選択肢の拡大     |
| 2 在職中の年金受給の在り方の見直し | 4 確定拠出年金の加入可能要件の見直し |

1 がまさに会議の中で話題になったもので、被用者保険の強制加入の要件を引き下げるといふものです。企業規模要件が従業員500人超（現行）⇒100人超（R4.10～）⇒50人超（R6.10～）となり、勤務期間要件が1年以上（現行）⇒2カ月超（R4.10～）となります。

もし、今まで保険の扶養に入っていた配偶者の勤務先が、強制加入の対象になった場合に年収いくらまで働けば得なのかということも話題になりました。

下のグラフは配偶者の年収に対する合計収入額の変化を表したものです。

（所得税、住民税、配偶者控除、扶養手当に関する収入など以外は計算から省いています）



配偶者の勤務先が強制加入の対象になった場合、年収106万円以上だと保険に入る必要があるため、その分収入が大幅に下がります（約13万円）。また、130万円以上になると扶養手当が支給されなくなるので大幅に下がることとなります（約14万円）。だいたい年収105万円と123万円、129万円と150万円が同じくらいの収入になるので、105万円・129万円を抑えるか、123万円・150万円を超えるくらい働く必要がありそうです。ただ、配偶者が厚生年金に加入することで将来の年金が増額するので、無理に抑えるくらいなら超えてしまった方が将来的な収入は増える可能性があります。

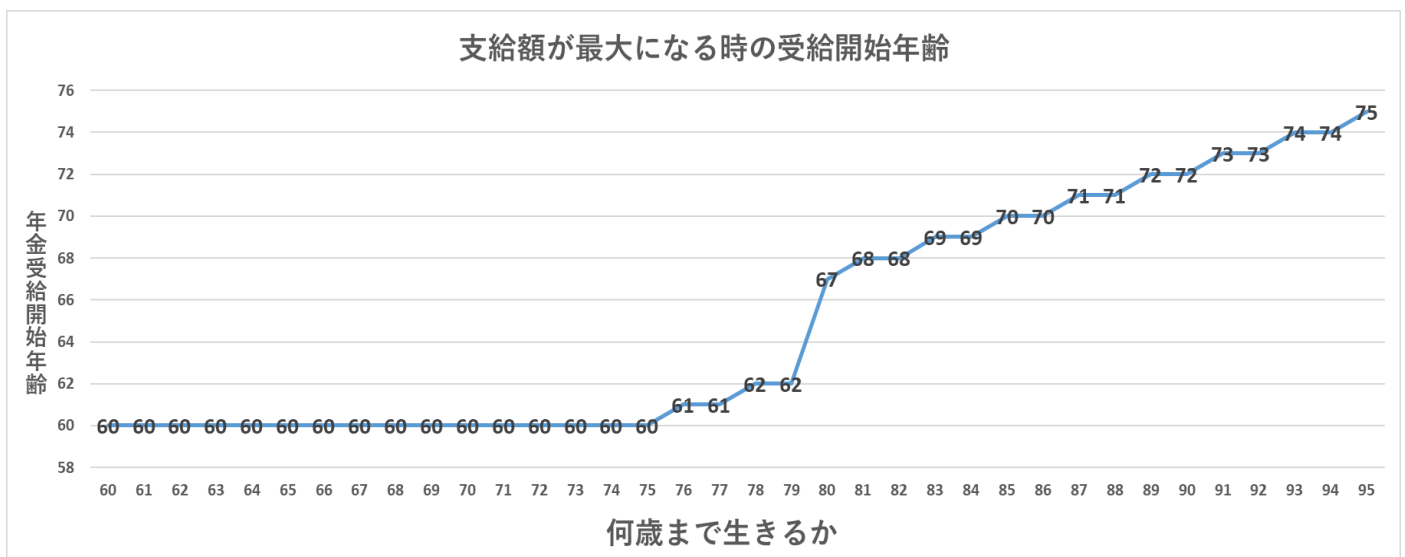
改正法の2つめは働いている60～64歳の者が年金の支給を停止される基準が緩和されるというもので、賃金と年金月額合計額が28万以下（現行）⇒47万以下（R4.4～）だと年金が全額支給されます。

また、65歳以上の者は在職中でも毎年1回（10月）年金の額が改定して増額するようになります。（現行では、退職時に反映される。）

3つめは年金の受給開始年齢が60歳から70歳（現行）⇒60歳から75歳（R4.4～）の間で選択できるようになるというものです。支給金額については、繰り上げはひと月あたり0.4%減額、繰り下げはひと月あたり0.7%増額になります。

ちなみに支給額が最大になるには、何歳から受給開始すればいいかという下のグラフのようになります。

（日本人の平均寿命 男性：約81歳 女性：約87歳）



4つめは確定拠出年金の加入可能年齢と、受給開始時期の年齢を5歳ずつ拡大するというものです。

加入可能年齢は、企業型なら65歳未満（現行）⇒70歳未満（R4.5～）、個人型（iDeCo）なら60歳未満（現行）⇒65歳未満（R4.5～）になります。受給開始時期は60歳から70歳までの間（現行）⇒60歳から75歳までの間（R4.5～）から選択可能になります。

## 連絡事項

前回の連携会議でお話した、来年度の配分調整調書の締切は10/15（木）です。まだの学校はよろしくお願ひします。

また、連携会議で扱ってほしい話題があれば遠慮せず事務局までご連絡ください。